

■（給与）令和7年度所得税税制改正への対応

いわゆる「103万円の壁」が話題になっていた所得税の税制改正につきまして、国税庁からパンフレットなどの各種リリースが行われております。

この所得税改正へのCASH RADAR PBシステム〔給与〕の対応概要につきましてご案内いたします。

●●● おもな改正内容

国税庁 7年 見直し

検索

国税庁

「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」

基礎控除の見直し	合計所得金額が132万円以下（＝給与の収入金額が200万円以下相当）の場合、控除額を48万円から「 <u>95万円</u> 」へ改正。 ※132万円超も改正あり
給与所得控除の見直し	給与の収入金額が190万円以下の場合、控除額を55万円から「 <u>65万円</u> 」へ改正。 ※190万円超は改正なし

103万円の壁(48万+55万)から、「160万円の壁(95万+65万)」へ。

この見直しに伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等(扶養親族、同一生計配偶者ほか)の各種所得要件も改正。

特定親族特別控除の創設	19歳以上23歳未満の親族において、その者の合計所得金額が58万円超123万円以下（＝給与の収入金額が123万円超188万円以下）であれば、その合計所得金額に応じて控除を適用。
-------------	--

所得要件により扶養控除対象外となる大学生年代の子に対しても、合計所得額の範囲内で控除が適用される。
「配偶者特別控除」と同じイメージ。

●●● CASH RADAR PB システム〔給与〕の対応予定

〔令和7年/2025年〕の給与・賞与

本年中の給与・賞与計算に変更点はありません。

〔令和7年/2025年〕の年末調整

改正に伴う控除等の計算を本年の年末調整で精算することができるようにプログラムを改修します。

〔令和8年/2026年〕の給与・賞与

改正に伴う新しい源泉徴収税額表が1月1日以降支給の給与・賞与に適用されるようにプログラムを改修します。

本年11月中に
対応メンテナンスを
実施いたします。